

(表1) 一時保護所の状況の推移(H19調査) N=66

	平成14年度	平成16年度	平成18年度	増加率(%)
定員	1143	1222	1301	113.8
入所児童数	9222	10009	10501	113.9
入所のべ日数	183960	214559	255737	139.0
うち被虐待児数	4320	10581	14069	325.7
うち非行児数	2993	3853	4868	162.7
うち不法残留者の子	33	73	188	569.7
平均在籍日数	19.95	21.44	24.35	122.1
一日平均の在籍児数	7.64	8.91	10.62	139.0
居室数	291	325	369	126.8
うち個室数	25	27	50	200.0

(表2) 規模別一時保護所の状況(H17調査) N=87

	平均	小規模	中規模	大規模
1日平均入所児童数	—	7人未満	7人～14人未満	14人以上
数	87か所	40ヶ所	26ヶ所	21ヶ所
平均定員	19.5人	19.3人	16.8人	23.2人
1日あたりの児童数	10.6人	3.6人	10.4人	24.5人
定員比の入所率	54.4%	18.7%	61.9%	105.6%
一人平均入所日数	22.0日	14.3日	24.9日	34.7日
平均居室数	4.9部屋	3.6部屋	5.3部屋	6.8部屋
居室1部屋当りの児童数	2.2人	1.0人	2.0人	3.6人
平均居室面積	79.2㎡	72.6㎡	61.1㎡	118.6㎡
一人当たりの居住面積	7.5㎡(4.5畳)	20.2㎡(12.2畳)	5.9㎡(3.6畳)	4.8㎡(2.9畳)
生活面積	215.7㎡	174.1㎡	193.1㎡	327.9㎡
一人当たりの生活面積	20.3㎡(12.3畳)	48.4㎡(29.3畳)	18.6㎡(11.3畳)	13.4㎡(8.1畳)
対職員暴力ありの割合	—	20.8%	29.2%	50.0%
興奮パニックあり	—	36.2%	31.9%	31.9%
常勤児童指導員に占める福祉職採用の割合	71.7%	36.9%	53.0%	80.5%
一般行政から異動	16.0%	25.3%	20.0%	7.9%
状況によって委託保護	39.0%	59.4%	31.3%	9.4%
別の一時保護所が遠い	31.3%	76.0%	20.0%	4.0%

(表3) 相談件数別の一時保護の割合(H19調査) N=106

	相談件数	割合(%)	一時保護所一時保護実人数	委託一時保護実人数	合計	割合(%)	一時保護所のべ日数	委託一時保護のべ日数	合計	割合(%)
養護相談	42881	21.2	7416	3698	11114	77.9	183875	91357	275232	81.8
(うち虐待)	(20359)	(10.1)	(3982)	(1929)	(5911)	(41.4)	(116766)	(55650)	(172416)	(51.3)
非行相談	10531	5.2	1631	277	1908	13.4	35056	4282	39338	11.7
その他	148594	73.6	1083	159	1242	8.7	18307	3391	21698	6.5
全体	202006	100	10130	4134	14264	100	237238	99030	336268	100
割合(%)			71.0	29.0	100		70.6	29.4	100	

(表4) 虐待相談の一時保護の割合(H19調査) N=106

	相談件数	割合(%)	一時保護所一時保護実人数	委託一時保護実人数(虐待相談)	合計	全体に占める割合(%)	一時保護所一時保護のべ日数(虐待相談)	委託一時保護のべ日数(虐待相談)	合計	全体に占める割合(%)
虐待相談	20359		3982	1929	5911	41.4	116766	55650	172416	51.3
うち身体	7993	39.3	1460	664	2124	14.9	42775	19391	62166	18.5
うち心理	3660	18.0	468	125	593	4.2	12889	3785	16674	5.0
うち性的	660	3.2	195	72	267	1.9	8205	3044	11249	3.3
ネグレクト	7724	37.9	1285	653	1938	13.6	32836	17532	50368	15.0

(表5) 対応困難な場面を起こした児童の種別(H18年調査) N=163

種別	人数	割合
虐待	76	46.6%
うち身体的	27	
うち心理的	15	
うち性的	12	
うちネグレクト	22	
非行	54	33.1%
その他	33	20.2%
うち発達障害(疑い)	12	
うち知的障害(疑い)	12	
うち精神障害(疑い)	9	

(表 6) 対応に苦慮した状況と頻度(H17 調査) N=82

	児相数	割合 (%)
ない	9	11.0
ある	73	89.0 (100)
うちほぼ毎日	10	(13.7)
うち週に数回程度	11	(15.1)
うち週に1回程度	6	(8.2)
うち月に1回程度	10	(13.7)
うちその他	36	(49.3)

(表 7) 対応困難場面でよくとられる短期的対応と効果(H18 調査) N=120

	試みた対応数	落ち着いた数	割合 (%)
他の子どもと分離した	59	17	28.8
詳しく話させた	57	21	36.8
マンツーマンでついた	56	20	35.7
移動させた	48	12	25.0
児童福祉司が面接した	23	5	21.7
児童心理司が面接した	22	9	40.9
作文などを書かせた	17	4	23.5

(表 8) 対応困難場面でよくとられる長期的対応と効果(H18 調査) N=120

	試みた対応数	落ち着いた数	割合 (%)
児童福祉司が面接した	47	16	34.0
できる対処を話しあった	36	16	44.4
職員のミーティングを行った	35	12	34.3
児童心理司が面接した	34	14	41.2
処遇決定を急いだ	29	10	34.5
落ち着ける空間を準備	19	7	36.8
医師の助言	16	4	25.0
居室変更を行った	14	5	35.7

(表 9) 一時保護の推移(H18 までの厚労省統計)

	H10	H12	H14	H16	H17
所内件数	17188(100)	17457(102)	16881(98)	18901(110)	18169(106)
委託件数	3279(100)	4307(131)	5565(170)	6215(190)	6354(194)
所内のべ日数	253628(100)	301163(119)	348925(138)	422680(167)	440744(174)
委託のべ日数	50996(100)	77577(152)	98424(193)	120972(237)	133638(262)

(表 10) 委託一時保護を受け入れやすくする要因(H17 調査) N=205

	施設合計	割合 (%)	里親	割合 (%)	合計	割合 (%)
児相の強い支援	45	32.1	26	40.0	71	34.6
委託費用の改善	30	21.4	18	27.7	48	23.4
保護者とのトラブル	6	4.3	2	3.1	8	3.9
施設措置費の改善	6	4.3	0	0	6	2.9
その他	53	37.9	19	29.2	72	35.2
計	140		65		205	

(表 11) 今後の委託一時保護の受け入れに関する意向(H17 調査) N=205

	施設合計	割合 (%)	里親	割合 (%)	合計	割合 (%)
積極的・やや積極的	52	35.6	55	79.7	107	49.8
消極的・やや消極的	56	38.4	10	14.5	66	30.7
その他	38	26.0	4	5.8	42	19.5
計	146		69		215	

(表 12) 一時保護児の心理診断(H17 調査) N=138

	児相数	割合 (%)
原則すべての子どもに実施	59	42.8
必要性を判断して実施	72	52.1
その他	7	5.1

(表 13) 一時保護所担当心理士の具体的業務 (複数回答) (H17 調査) N=57

生活場面面接	42 (73.7%)	児童福祉司への報告	18 (31.6%)
一時保護所会議出席	41 (71.9%)	判定結果の解説	16 (28.1%)
心理診断	28 (49.1%)	児童心理司の補助	15 (26.3%)
援助方針会議出席	22 (38.6%)	療育手帳判定など	8 (14.0%)
継続的心理面接	21 (36.8%)	施設への同行	6 (10.5%)
児童心理司と連絡調整	21 (36.8%)	その他	8 (14.0%)

(表 14) 一保心理士の配置と経験年数(H18 調査) N=75

	配置なし	1年未満	1~2 未満	2~3 未満	3~5 未満	5年以上	計
大規模	3	7	2	4	2	1	19(25.3%)
中規模	9	1	7	2	1	1	21(28.0%)
小規模	20	6	3	2	4	0	35(46.7%)
	32(42.7%)	14(32.5%)	12(27.9%)	8(18.6%)	7(16.3%)	2(4.7%)	43/75

(表 15) 学習権を保障する人員配置 (%) (H17 調査)

	学習指導員	児童指導員	合計
常勤	4.6 (4カ所)	教員 11.5 (10カ所) 教員以外で教員免許あり 14.9 (13カ所)	31.0(27カ所、 重複なし)
非常勤	23.0 (20カ所)	(未調査)	—
合計	26.4 (23カ所、 重複1カ所)	—	47.1(41カ所、 重複6カ所)

(表 16) 一時保護所で学習指導を担当する職員の配属状況と今後の必要性(H18 調査)N=75

	配属している	配属が必要である
常勤の学習指導員 (教員の配置換え)	6.7%(5)	53.3%(40)
常勤の学習指導員 (福祉職、事務職などの職員)	18.7%(14)	28.0%(21)
非常勤の学習指導員 (教員退職者)	30.7%(23)	53.3%(40)
非常勤の学習指導員 (教員採用試験受験予定者)	0%(0)	21.3%(16)
非常勤の学習指導員 (その他)	8.0%(6)	25.3%(19)
週に数時間だけ学習の時間を担当する現職の教員	0%(0)	22.7%(17)
教員から配置換えした児童指導員・保育士	6.7%(5)	20.0%(15)
現職の教員以外で小学校又は中学校の教員免許を持つ常勤の児童指導員・保育士	14.7% (11)	29.3% (22)
小学校又は中学校の教員免許を持つ非常勤の児童指導員・保育士	12.0% (9)	26.7% (20)

無回答 4

(表 17)一時保護中の子ども達の声(H18 調査)

	よくある	時々 (少し) ある	あまりない	全くない
楽しい事がありますか？(n=421)	163(38.7)	180(42.8)	54(12.8)	24(5.7)
よく眠れますか？ (n=427)	114(26.7)	181(42.4)	106(24.8)	26(6.1)
イライラすることは？(n=427)	161(37.4)	159(37.2)	54(12.6)	53(12.4)
頭痛腹痛は？(n=427)	160(37.5)	166(38.9)	94(22.0)	7(1.6)
職員から大切にされていると感じる？(n=421)	107(25.4)	181(43.0)	85(20.2)	48(11.4)

(表 18)「職員から大切にされているか」への回答と相関(H18 調査) N=431

職員の人から大切にされていると感じることはありますか？ →	「よく・時々(少し)ある」群 (68.4%) ↓	「あまり・全くない」群 (31.6%) ↓
・わからない勉強を教えてもらえますか？ 「よく・時々 (少し) ある」	89.4%	72.1%
・希望や不満を聞いてくれますか？ 「よく・時々 (少し) ある」	82.5%	41.5%
・入所前に保護所の説明受けましたか？ 「よく・時々 (少し) ある」	79.5%	64.1%
・退所後のことで気持ちを聞いてくれますか？ 「よく・時々 (少し) ある」	85.7%	68.0%

(表 19) 保護所職員の疲労感・負担感(H18 調査) N=75

	児相数	割合 (%)		児相数	割合 (%)		児相数	割合 (%)
暴力への対応法	36	48.0	暴力への恐怖心	21	28.0	家で寝られない	9	12.0
振り回され	36	48.0	仕事の不十分	21	28.0	周囲が気になる	8	10.7
夜勤で疲れ	34	45.3	専門的知識不足	18	24.0	落ち込む	6	8.0
休暇が取れない	29	38.7	対応方法不明	16	21.3	その他	12	16.0
違う業務	25	34.7	指導がバラバラ	13	17.3			

(表 20) 研修代替の有無(H18 調査) N=75

	見相数	割合(%)
代替が必ず入る	4	5.3
代替が入る時と入らない時がある	5	6.7
職種により入る	3	4.0
入らない	59	78.7
その他	4	5.3

(表 21) 一時保護所の職員構成
(H19 調査) N=66

全職員(1所平均)	14.4
正規職員(1所平均)	8.3
正規職員の割合	57.6%

(表 22) 少年法対応の可能性(H19 調査) N=66

	あり/可能		他の場所/応援/類似で		なし/無理	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
個室の有無	11	16.9	8	12.3	46	70.8
職員体制	6	9.1	12	18.2	48	72.7
無外防止の構造	16	24.2	1	1.5	49	74.2
マスコミの遮断	25	39.1	0	0.0	39	60.9
マニュアル	8	12.3	3	4.6	54	83.1

(表 23) ガイドライン等の必要度(H19 調査) N=66

	是非必要	割合(%)	必要	割合(%)	あまり	割合(%)	不必要	割合(%)
一保運営	18	31.6	36	63.2	1	1.8	2	3.5
オリエンテーション	21	36.2	36	62.1	1	1.7	0	0
身柄非行児	18	32.7	33	60.0	4	7.3	0	0
学習時間	18	30.0	31	51.7	9	15.0	2	3.3
暴力・破壊	24	41.4	30	51.7	3	5.2	1	1.7
危機・個別	21	37.5	28	50.0	6	10.7	1	1.8

(表 24) ガイドライン等の使用可能性(H19 調査) N=55

	使える	割合(%)	まあ	割合(%)	あまり	割合(%)	使えない	割合(%)
一保運営	13	24.1	30	55.6	10	18.5	1	1.9
オリエンテーション	20	35.7	30	53.6	6	10.7	0	0
身柄非行児	15	26.8	32	57.1	9	16.1	0	0
学習時間	10	17.5	29	50.9	16	28.1	2	3.5
暴力・破壊	22	39.3	29	51.8	4	7.1	1	1.8
危機・個別	17	30.9	28	50.9	9	16.4	1	1.8

(表 25) ガイドライン等の達成度(H19 調査)

	児相数	平均点
一保運営	45	50.9
オリエンテーション	48	59.8
身柄非行児	44	59.5
学習時間	49	47.6
暴力・破壊	49	63.1
危機・個別	46	53.3

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所及び児童相談所一時保護所の現状と課題

研究要旨

児童相談所に寄せられる相談全体の中で一時保護をするのは 7%程度であるが、養護相談の 26%、虐待相談の 29%、性的虐待の 40%は一時保護を行っている。また半年以内の再一時保護は、子どもの問題行動の再発と保護者による虐待の再発がともに 40%前後が多いが、施設不適應も 28%の一時保護所で経験している。このような一時保護が増加している要因としては、虐待相談の増加を挙げる一時保護所が多いが、過去 5 年間で被虐待児の一時保護は約 3.3 倍に増えている。これを担う職員は正規職員以外が 42%を占め、非常勤職員により一時保護所が支えられている。

このような中で一時保護所が危機に瀕する事態は頻発しており、警察通報が必要な事態も起こっているが、ここにかかわる子どもは平均で 2 人であり、これを考えると全国どここの一時保護所でも起こりうる事態である。

行動観察はほとんどすべての一時保護所で行われているが、自立支援計画を作成しているのは 18%しかない。またそれらの情報を施設以外に提供することは少ない。

一時保護所業務に関する各種のガイドラインは、その必要性は多くの一時保護所で求められており、また昨年度作成して提案したガイドライン等は、おおむね好評であったが、それに照らし合わせた全国の一時的保護所の状態は、かなり格差があった。

A. 研究の概要

今年度の研究は、「要保護児童の一時保護に関する研究」の一環として、全国の児童相談所で行われている一時保護の状況について調査すると同時に、昨年度の研究で提案したガイドラインやマニュアル(以下「ガイドライン等」とする)の検証を行うものである。

全国の児童相談所は平成 19 年 6 月 25 日より 196 ヶ所であるが、今回の調査は平成 18 年度実績を尋ねているため、昨年度に開所していた 191 児相に発送し、106 ヶ所から回答があった。回収率は 55.5%である

同様に児童相談所の一時的保護所は平成 18 年度に開所していた 113 ヶ所に送付し、67

ヶ所から回答があり、回収率は 59.3%である。

B. 児童相談の中での一時保護

(1) 相談件数に占める一時保護(表 1)

児童相談所に相談のあった事例のうち、一時保護を実施した率を「一時保護率」とする。

養護相談では、全体で 25.9%と 4 人に 1 人を一時保護しており、そのうち委託一時保護の割合は 33.3%である。また一人当たりの平均在所日数は、一時保護所で 24.8 日、委託で 24.7 日と差はない。

非行相談の一時保護率は 18.1%でありそのうち委託一時保護の割合は 14.5%と、どちらも養護相談の半分以下である。また在所日数

は、一時保護所では 21.5 日であるのに対し委託では 15.5 日と短く、一時保護所を中心に実施されていることがわかる。

その他の相談の一時保護率は 0.8%と少ないが、一時保護される子どもの数は非行児の半分程度である。

(2) 虐待相談に占める一時保護 (表 2)

児童相談所で受付けた虐待相談のうち一時保護を行ったのは 29.0%である。一方、全国の児童相談所で平成 18 年度に受付けた虐待相談のうち施設入所と里親委託を合わせた数は厚生労働省の発表では 11.0%である。その結果、一時保護をされながら家庭に復帰した割合は虐待相談全体の 18%となる。また委託一時保護の割合は 32.6%で (表 1) の養護相談全体の割合と差はなく、在所日数も一時保護所が 29.3 日、委託が 28.9 日と差はない。

虐待の種別での特徴は、心理的虐待の一時保護率は低く、逆に性的虐待は 40%以上を一時保護している。また在所日数も、性的虐待は 42 日と他の虐待に比べて 2 週間近く長くなっている。

(3) 相談件数と一時保護の割合 (表 3)

児童相談所が受け付けた虐待相談の割合と一時保護する種別ごとの割合を比較した。

その結果、心理的虐待が一時保護する割合が若干低く、他の虐待は若干多くなっているが、全体的には極端な差は見られない。

(4) 半年以内の再一時保護 (表 4)

一時保護所を退所した子どもが、短期間に再度一時保護される例はよく見られる。そのため「短期間」を半年と規定して、平成 18 年度の全国の状況を調べた。

再一時保護の理由としては「家庭で子どもの問題行動が再発」が、児童相談所数でも人数でも一番多い。中学生が一番多く次いで小学生という年齢構成から、非行や育成相談が

中心だと考えられる。

児童相談所数で 2 番目に多かったのは「家庭での虐待の再発」で、38%の児童相談所で平成 18 年度に見られた。児童虐待の再発を完全に予測することは困難であるが、再発に至った経緯の検討は必要であろう。

三番目は「家庭で保護者の問題の再発」で、人数的には 2 番目に多い。年齢構成を見ても幼児が多いことから、養護問題が中心と考えられる。

「施設不適応」と「里親不適応」は、合計で 3 割以上の児童相談所で経験がある。特徴は、2 回目に一時保護したあとの保護日数が長いことで、施設不適応は約 1 ヶ月、里親不適応は 5 週間近くも保護されている。どちらも家庭への引き取りが困難であり、退所先の調整に苦労している様子が推察される。

(5) 一時保護の増加要因 (表 5)

一時保護が増加している要因について、各児童相談所の主観的な意見をお聞きした。

8 割以上の児童相談所が「児童虐待相談の増加」を挙げており、一時保護増加の根本原因は、虐待問題であると捉えられている。

次いで「(子どもの) 対応困難事例の増加」を 7 割の児童相談所が、「家庭調整が困難」を 64%の児童相談所が挙げている。家庭や子どもの状態像が変化し、対応に苦慮している現状の反映であろうか。

逆に「施設の充足率の向上」が 16%、「(児童福祉法) 28 条の増加」が 9%しかない。これらは「児童虐待相談の増加」の結果と判断しているのかもしれない。

C. 一時保護所の現状

(1) 職員体制 (表 6) 及び (表 7)

児童相談所の一時保護所には (表 6) のように、さまざまな職員が働いている。調理士などを除いた直接子ども達に接する職員の数は全国平均で 14.4 人であり、この人数でロー

テーションを組み、24 時間 365 日子ども達のケアを行っている。

一時保護所の責任者である課長もしくは係長は各所に 1 人づついるが、その半数は兼任である。規模の小さな一時保護所は、独立した組織とはならないのであろう。

児童指導員、保育士は子どもの日常的な生活支援の中心であるが、正規で専任の職員は約半数程度と非常勤の割合が高い。また夜間指導員は 1 所平均 3 人で、彼らが 1 人づつ交代で宿直業務を行っていることも推測される。

スタッフとして専門的な援助に当たる心理士は 7 割、学習指導員は 5 割、看護師は 4 割の一時保護所に配置されていることがわかる。ただ心理士と学習指導員のほとんどは非常勤職員である。

一時保護所で働く職員のうち正規職員の割合は 57.6%であり、4 割以上の非常勤職員によって一時保護業務が担われている。各地方自治体は厳しい財政状況の中で一時保護所の職員確保を行っているが、待遇面で劣る非常勤職員が増えていけば、ただでさえ対応の困難な子ども達に対応する職員の専門性の確保が危うくなる可能性も高まる。

(2) 状況の推移 (表 8)

一時保護所の状況の平成 14 年度から平成 18 年度の 5 年間の推移をまとめたのが (表 8) である。

一時保護児童の定員は 5 年間で 14%ほど増え、それに伴って入所児童数も同じく 14%ほど増えている。一方入所のべ日数は約 40%増えており、それに伴って一日平均の在所児童数も 4 割近く増加している。

また入所した子ども達の内訳では、被虐待児が 5 年間で約 3.3 倍に増えており、(表 5) で一時保護の増加要因として「虐待相談の増加」を原因として挙げた印象が裏付けられたといえる。さらに非行児も 1.6 倍に増え、中卒児も 23.0%増加している。加えて不法残留

者の子どもは、数こそ少ないが、過去 5 年間に 5.7 倍増加している。

このように家庭引き取りや施設入所にあたって調整が必要な子どもが増加している結果、平均の在所日数は 22.1%伸び、平成 18 年度は平均で 24.3 日と 3 週間以上となっている。

一時保護所の体制としては、先ほどの入所児童定員の増加に伴い。職員数や居室の数も若干増加している。特に個室は 5 年間で 2 倍に増えているが、現在でも回答のあった 66 ヶ所の一時保護所で 50 ヶ所に過ぎず、1 ヶ所 1 室にも満たない状況である。

(3) 危機段階 (表 9)

平成 18 年度の研究で「子どもの危機段階における対応と個別指導マニュアル (案)」を提案し、その中で「一時保護所の危機の段階とその対応」を一つの表にまとめた (別刷報告書 p180、全体報告書 p931)。

そこで今年度は、全国の一時保護所でどの程度集団的な対応困難な状態があるかを尋ねた結果が (表 9) である。

回答に未記入が多いのは、該当しないからとも考えられるが、「集団化・日常化」や「警察通報」の段階もかなりの数になっている。特に各段階の平均人数は 2~3 人で、段階が上がるほど人数が少なくなっており、「警察通報」が必要な段階に平均 2.2 人になることを考えれば、全国のどの一時保護所でも起こりうることを示している。

また調査票を個別にみると、「警察通報レベル」だけある一時保護所が 3 ヶ所あり、対応困難場面が徐々にエスカレートするのではなく、突然発生する状況を示している。また一人の子どもが一ヶ月半近くも集団での対応困難場面を作り出している例もあり、ここでも全国どこでも起こりうる可能性が判明した。

D. 行動観察のアウトプット

(1) 行動観察票 (表 10) ~ (表 11)

一時保護中の子どもの行動観察票は、(表 10) のようにほとんどすべての一時保護所で作成されており、その作成時期は、複数回答を含めるが、援助方針会議の前が約 64%、退所前が約 44%であり、定期的に行動観察票を作成している一時保護所は 3 ヶ所しかない。

この作成した行動観察票の外部への提供については(表 11) のように、施設や里親に対しては 89%の一時保護所で情報提供を行っており、「渡さない」のは 3 ヶ所にすぎない。

一方保護者に渡す一時保護所は全くなく、「渡さない」のが 89%、要請があれば渡すところが 3 ヶ所のみと、施設などと全く逆の結果となった。さらに学校に対しては、渡すところは同じようにならないが、「渡さない」のは 78%と若干減少し、要請があれば渡すところが 8 ヶ所に増えている。

(2) 自立支援計画(表 12)～(表 13)

全国の一時保護所で自立支援計画書を入所したすべての子どもに作成しているところは(表 12) のように 1 ヶ所のみで、必要に応じて 9 ヶ所しかなく、全体の 84.3%の一時保護所では自立支援計画を作成していない。

また作成している時期は、援助方針会議前が 5 ヶ所、退所前が 2 ヶ所であることから、自立支援計画は行動観察票の作成と並行して行われていることがわかる。

さらに(表 13) のように、その自立支援計画書を施設や里親に交付している一時保護所は 42.5%、交付していない一時保護所が 40.0%と拮抗しているが、保護者や学校等には渡していないのは行動観察票と同様である。

(3) 退所時の情報提供(表 14)～(表 16)

一時保護中の行動観察や日々のかかわりの中で得られた子どもへの対応の工夫などの知見を退所の際に情報提供するかどうか尋ねた。

対象や目的によって情報提供の有無は違ってくるが、(表 14) のように、施設入所や里

親委託の際に施設や里親に情報提供している一時保護所は 67.7%であった。逆に行動観察を目的とした一時保護では、保護者に対して 52.3%、学校等に対しても 43.1%の一時保護所で情報提供をしている。ただすべての事例で情報提供している一時保護所は、施設に対して 27.7%、保護者に対して 13.8%、学校等に対しては 7.7%である。逆に情報提供をしていない一時保護所も施設に対して 2 ヶ所、保護者に対して 4 ヶ所、学校等に対して 5 ヶ所と少ない。

情報提供を行うのは(表 15) のように、どの対象であっても 70%前後は児童福祉司であり、ケースの担当者として責任を持って行っていることがうかがわれる。一方一時保護所職員も、施設に対しては 40.0%、保護者に対しても 3分の 1で情報提供を行っているが、学校に対しては 10.8%と少ない。

情報提供の方法は(表 16) のように、施設向けに所定の様式を定めている一時保護所も 23.1%あるが、行動観察票に記入する方法をとっているところも 47.7%と半数近い。一方、保護者や学校等に対しては、70%前後が口頭になっており、きめの細かいニュアンスを伝える面と、文書として残さない意図もうかがえる結果である。

E. ガイドライン等の検証

(1) 検証の必要性

この分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究」では、昨年度 6 つのガイドラインやマニュアルを作成し、報告書において提案した。また同じく昨年度は、子ども未来財団における「児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究」において二つのガイドラインを提案した。これらがどれほど必要とされ、説明が理解され、実地に使えるかどうか、検証が必要である。そのため今年度は、他の担当者が検討しているものを除き、6 つのガイドライン等について簡単なアンケートを実施

し、その実用性を確認した。

なお(表 17) から(表 21) において検討したのは、以下のガイドライン等である。

- ①「一時保護所運営ガイドライン」: こども未来報告書 131 頁～、「一保運営」と表記
- ②「一時保護開始オリエンテーションマニュアル」: 厚労科研報告書 別刷 163 頁～、「オリエンテーション」と表記
- ③「身柄付通告の非行児童に対する一時保護マニュアル」: こども未来報告書 138 頁～、「身柄非行児」と表記
- ④「学習の時間のガイドライン」: 厚労科研報告書 別刷 149 頁～、「学習時間」と表記
- ⑤「一時保護所内での暴力、器物破損などへの対応マニュアル」: 厚労科研報告書 別刷 171 頁～、「暴力・破壊」と表記
- ⑥「子どもの危機段階における対応と個別指導マニュアル」厚労科研報告書 別刷 176 頁～、「危機・個別」と表記

(2) ガイドライン等の必要性(表 17)

ガイドライン等の必要性は、ほとんどのガイドライン等で90%前後となり、その必要性が高いことがうかがわれる。

特に「暴力・破壊」や「危機・個別」など、対応困難場面については「是非必要」が40%前後あり、子ども達の暴力への対応に苦慮している一時保護所の多いことがうかがわれる。また一時保護開始の時の「オリエンテーション」については、あまり明文化されていないため、個々の職員で内容が違ったり、人事異動で初めて一時保護所に勤める新人に対してなどにより、必要性が高いと判断されたようである。

一方「学習時間」については、最近では教員が配置されるなど、一時保護所内での教育体制がある程度整備されたためであろうか。必要性をあまり感じていない一時保護所も18.3%あった。

(3) ガイドライン等の理解(表 18)

昨年度作成したガイドラインやマニュアルを読んでいただき、その内容がどの程度理解できたのかを尋ねた結果が(表 18) である。

この6つのガイドライン等は、執筆者も形式も異なっているため評価も分かれることが予想されたが、結果としてすべてのガイドライン等で「理解できた」が50%台を得られ、「まあ理解できた」もすべて40%台で、「あまり理解できなかった」「理解できなかった」はほとんどなかった。

(4) ガイドライン等の必要性(表 19)

昨年度作成したガイドライン等を必要と思うかを尋ねた結果が(表 19) であるが、「是非必要」が30~40%、「必要」が50~60%であった。この質問だけ選択肢が3つしかなく、また質問が「必要」に偏っているため、参考程度と考えるが、それでも「不必要」はほとんどなく、ある程度の必要性を認められたと考える。

(5) 使用可能性(表 20)

(表 19) では必要性を高く評価していたが、それを実際に各一時保護所で使用する可能性について尋ねた結果、(表 20) のように各ガイドラインとも「まあ使える」という回答が50%台である。しかし、すぐにでも「使える」と考える一時保護所は、「暴力・破壊」が39%で一番多かったが、「学習時間」については、18%で最も低い結果であった。

この(表 20) のプロフィールは、(表 17) の「ガイドライン等の必要性」と似た傾向を示しており、ガイドライン等の必要性が低ければ、昨年度作成したガイドラインは「使えない」と評価される傾向が高いと思われる。

(6) 達成度(表 21~表 27)

昨年度作成したガイドラインを各一時保護所の状況と照らし合わせ、どの程度達成でき

ているかを尋ねたのが(表 21)である。

その結果、平均点では 50 点台が中心であるが、(表 22) から(表 27) までのように各一時保護所の自己評価は全国で差が大きく、一時保護所間の格差が大きいことが伺われる。特に(表 24) の「身柄付」と(表 25) の「学習時間」では 100%と答えている一時保護所がそれぞれ 1ヶ所ある一方、(表 27) の「危機・個別」では 0%と答えている一時保護所もあり、差は大きい。

F. まとめ

全国の児童相談所が受け付けた虐待相談のうち、施設入所は約 1 割であるが、一時保護は 29%で、一時保護をした後、家庭に帰る被虐待児も多いことが分かった。

しかし児童虐待相談の急増に伴い、一時保護所の定員や一時保護の件数も増加しているが、実人数以上に 1 日当たりの保護人数や一人当たりの保護期間は、件数の伸び以上に増加している。

この結果、一時保護解除後半年以内に家庭で虐待が再発したために再度一時保護された子どもがあった児童相談所は 38%あり、再一時保護全体の 16%を占めている。このことは、被虐待児を家庭復帰させたのは適切であったかの検証が必要なことを示している。

また施設不適応や里親不適応で再一時保護した子どもは、2 回目に 1 カ月前後一時保護されている。施設や里親との調整、新たな入所先を探すなど、ケースワークの適否が子どもにしわ寄せされている。

ところで一時保護所では入所児童の行動観察はほとんど行われているが、その情報を元に自立支援計画を策定したり、施設や里親以外の子どもの保護者や学校などへの情報提供は、ほとんど行われていない。今後は一時保護所での行動観察やかかわり方の工夫等を積極的に外部に情報提供することが求められる。

昨年度作成したガイドライン等については、

その内容の理解や必要性については高い評価を得たが、そのガイドラインを実際に一時保護所の中で生かしたり、ガイドライン等と一時保護所の状況の差はまだ大きい。

現在、全国的に児童相談所の新設は増え、それに伴って一時保護所も増えている。それらの新設や改修、組織の見直しなどの際に、この研究が少しでも役に立つように、またその時にはこれらのガイドラインが有効に活用されることを祈念したい。

子どもが安全で安心できる一時保護所にするために、ハード・ソフト両面から、一時保護の在り方が問われていると思う。

<参考資料>

- 1 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html> ほか
- 2 平成 18 年度 厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者:奥山眞紀子)」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究(分担研究者:安部計彦) 報告書 2007
- 3 (財) こども未来財団 平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究」(主任研究者:安部計彦) 報告書 2007

(統計資料)

(表 1) 相談件数に占める一時保護の割合 N=106

	相談件数	うち一時保護所一時保護実人数	一時保護率(一保)	一時保護所のべ日数	一人平均の在所日数	うち委託一時保護実人数	一時保護中の委託の割合(%)	委託一時保護のべ日数	一人平均の委託日数	相談に占める一時保護率(全体)
養護相談	42881	7416.3	17.30	183875	24.79	3698	33.27	91357	24.70	25.92
非行相談	10531	1631	15.49	35056	21.49	277	14.52	4282	15.46	18.12
その他	148594	1082.6	0.73	18307	16.91	159	12.81	3391	21.33	0.84
全体	202006	10129.9	5.01	237238	23.42	4134				7.06

(表 2) 虐待相談に占める一時保護の割合 N=106

	相談件数	うち一時保護所一時保護実人数	一時保護率(一保)	一時保護所一時保護のべ日数(虐待相談)	一人平均の在所日数	うち委託一時保護実人数(虐待相談)	一時保護での委託の割合	委託一時保護のべ日数(虐待相談)	一人平均の委託日数	一時保護率(全体)
虐待相談	20359	3982	19.56	116766	29.32	1929	32.63	55650	28.85	29.03
うち身体	7993	1460	18.27	42775	29.30	664	31.26	19391	29.20	26.57
うち心理	3660	468	12.79	12889	27.54	125	21.08	3785	30.28	16.20
うち性的	660	195	29.55	8205	42.08	72	26.97	3044	42.28	40.45
うちネグレクト	7724	1285	16.64	32836	25.55	653	33.69	17532	26.85	25.09

(表 3) 相談件数と一時保護の割合の違い N=106

	相談件数	割合(%)	一時保護件数	割合(%)
虐待相談	20359	—	5911	—
うち身体	7993	39.9	2124	43.2
うち心理	3660	18.3	593	12.0
うち性的	660	3.3	267	5.4
うちネグレクト	7724	38.5	1938	39.4

(表 4) 退所後半年以内の再一時保護 N=106

	あり	全体 での 割合 (%)	人数	割合 (%)	う	う	う	う	1 回 目 の 平 均 日 数	2 回 目 の 平 均 日 数	2 回 目 の一人 当たり の日数
					ち	ち	ち	ち			
					幼 児	小 学 生	中 学 生	中 卒 児			
家庭で子どもの 問題行動再発	46	43.4	229	30.1	7	92	131	17	1102	1007	4.4
家庭で虐待再発	40	37.7	122	16.1	28	84	24	4	1055	1515	12.4
家庭で保護者の 問題再発	36	34	187	24.6	108	92	58	3	796	967	5.2
施設不適應	30	28.3	48	6.3	1	11	36	6	784	1304	27.2
子どもが自ら望 んで	12	11.3	30	3.9	0	8	16	11	359	370	12.3
里親不適應	8	7.5	9	1.2	2	4	1	5	369	339	37.7
その他	31	29.2	135	17.8	45	63	36	9	722	904	6.7
合計			760		191	354	302	55			

(表 5) 一時保護の増加要因 (意見：複数回答) N=89

	件数	割合 (%)
虐待相談の増加	74	83.1
対応困難事例の増加	63	70.8
家庭調整が困難	57	64.0
施設の充足率の向上	14	15.7
不法入国者の子の増加	12	13.5
28条の増加	8	9.0
中卒児の増加	8	9.0
一時保護所の定員増	4	4.5
その他	5	5.6

養護相談の増加、通所指導の増加

服薬調整とそれに伴う行動観察、評価

施設不適應児童の増加

家庭、親族の養育力の低下

人格障害、性格障害のアスペルガー等の症状を持つ親、子どもを受け入れる社会的選
択肢が狭くなり、また、社会的モラルの低下もあり、社会からはじかれるケースが多
くなっている。

(表6) 一時保護所の職員構成 (1所平均) N=67

	課長 (係長)	児童指 導員	夜間指 導員	保育 士	夜間保 育士	心理 職	学習指 導員	看護 職	その 他
全職員数	1	4.1	2.7	3.4	0.2	0.7	0.5	0.4	1.4
うち正規職員数	1	3.1	0.3	2.7	0	0.2	0.1	0.3	0.6
うち専任職員数	0.4	2.3	1.6	2.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.6
うち正規で専 任職員数	0.5	2.3	0.1	1.9	0	0.1	0.1	0.3	0.3

(表7)

一時保護所の職員構成

全職員(1所平均)	14.4
正規職員(1所平均)	8.3
正規職員の割合	57.6%

(表8) 一時保護所の状況の推移 N=66

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	増加率(%)
定員	1143	1181	1222	1275	1301	113.82
入所児童数	9222	9909	10009	10275	10501	113.87
入所のべ日数	183960	190851	214559	236950	255737	139.02
うち被虐待児数	4320	6253	10581	10401	14069	325.67
うち非行児数	2993	3798	3853	4170	4868	162.65
うち中卒児数	1129	1069	1336	1903	1389	123.03
うち不法残留者の子	33	65	73	149	188	569.70
平均在籍日数	19.95	19.26	21.44	23.06	24.35	122.09
一日平均の在籍児数	7.64	7.92	8.91	9.84	10.62	139.02
全職員数	602.25	689.15	698.52	751.32	832.75	138.27
うち正規職員数	410.75	475.75	498.15	535.15	590.35	143.72
居室数	291	320	325	343	369	126.80
うち個室数	25	27	27	35	50	200.00
その他の部屋数	135	144	147	155	175	129.63

(表9) 一時保護所の危機段階 N=43

段階		児相数	合計日数	のべ人数	平均人数
1	「疑い」の段階				
2	「個別的対応」の段階				
3	「集団化の兆候」の段階	11	299	764	2.6
4	「集団化・日常化」の段階	8	170	411	2.4
5	「警察通報」の段階	7	16	35	2.2

(表 10) 行動観察票の作成 N=66

		児相数	割合 (%)
作成	すべて	46	69.7
	必要に応じて	19	28.8
	なし	1	1.5
時期	1週間後	5	7.6
	会議の前	42	63.6
	退所前	29	43.9
	定期的	3	4.5
	その他	16	24.2

(表 11) 行動観察票の提示 N=64

		児相数	割合 (%)
施設・里親	渡す	57	89.1
	渡さない	3	4.7
	要請があれば	3	4.7
	その他	3	4.7
保護者	渡す	0	0.0
	渡さない	57	89.1
	要請があれば	3	4.7
	その他	4	6.3
学校	渡す	0	0.0
	渡さない	50	78.1
	要請があれば	8	12.5
	その他	6	9.4

(表 12) 自立支援計画書の作成 N=64

		児相数	割合 (%)
作成	すべて	1	1.6
	必要に応じて	9	14.1
	なし	54	84.3
時期	1週間後	3	4.7
	会議の前	5	7.8
	退所前	2	3.1
	定期的	0	0.0
	その他	2	3.1

(表 13) 自立支援計画書の提示 N=40

		児相数	割合 (%)
施設・里親	渡す	17	42.5
	渡さない	16	40.0
	その他	7	17.5
保護者	渡す	0	0.0
	渡さない	31	77.5
	その他	8	20.0
学校	渡す	0	0.0
	渡さない	32	80.0
	その他	7	17.5

(表 14) 退所時の情報提供の対象 N=65

	施設・里親		保護者		学校等	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
すべての事例	18	27.7	9	13.8	5	7.7
施設入所・里親委託	44	67.7	9	13.8	7	10.8
行動観察目的	23	35.4	34	52.3	28	43.1
被虐待の鑑別目的	17	26.2	16	24.6	13	20.0
実施していない	2	3.1	4	6.2	5	7.7
その他	2	3.1	5	7.7	6	9.2

(表 15) 情報提供者 N=65

	施設・里親		保護者		学校等	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
一保職員	26	40.0	22	33.8	7	10.8
児童福祉司	51	78.5	46	70.8	43	66.2
実施していない	2	3.1	2	3.1	4	6.2
その他	11	16.9	10	15.4	8	12.3

(表 16) 情報提供の方法 N=65

	施設・里親		保護者		学校等	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
所定の形式	15	23.1	0	0.0	0	0.0
個別作成	3	4.6	2	3.1	1	1.5
口頭	30	46.2	48	73.8	44	67.7
行動観察票	31	47.7	0	0.0	1	1.5
実施していない	2	3.1	2	3.1	4	6.2
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(表 17) ガイドライン等の必要性 n=55

	是非	割合	必要	割合	あまり	割合	不必	割合
	必要	(%)	必要	(%)	り	(%)	要	(%)
一保運営	18	31.6	36	63.2	1	1.8	2	3.5
オリエンテーション	21	36.2	36	62.1	1	1.7	0	0
身柄非行児	18	32.7	33	60.0	4	7.3	0	0
学習時間	18	30.0	31	51.7	9	15.0	2	3.3
暴力・破壊	24	41.4	30	51.7	3	5.2	1	1.7
危機・個別	21	37.5	28	50.0	6	10.7	1	1.8

(表 18) ガイドライン等の理解 N=55

	理解で きた	割合 (%)	まあで きた	割合 (%)	あまり	割合 (%)	理解で きない	割合 (%)
一保運営	30	55.6	23	42.6	1	1.9	0	0
オリエンテーション	30	52.6	26	45.6	1	1.8	0	0
身柄非行児	28	51.9	26	48.1	0	0.0	0	0
学習時間	31	54.4	26	45.6	0	0.0	0	0
暴力・破壊	32	56.1	24	42.1	1	1.8	0	0
危機・個別	28	50.9	26	47.3	1	1.8	0	0

(表 19) このガイドライン等の必要性 N=55

	是非必 要	割合 (%)	必要	割合 (%)	不必要	割合 (%)
一保運営	23	42.6	29	53.7	2	3.7
オリエンテーション	22	38.6	35	61.4	0	0.0
身柄非行児	19	35.2	34	63.0	1	1.9
学習時間	18	31.6	38	66.7	1	1.8
暴力・破壊	26	45.6	30	52.6	1	1.8
危機・個別	23	41.8	30	54.5	2	3.6

(表 20) 使用可能性 N=55

	使える	割合 (%)	まあ	割合 (%)	あまり	割合 (%)	使えな い	割合 (%)
一保運営	13	24.1	30	55.6	10	18.5	1	1.9
オリエンテーション	20	35.7	30	53.6	6	10.7	0	0
身柄非行児	15	26.8	32	57.1	9	16.1	0	0
学習時間	10	17.5	29	50.9	16	28.1	2	3.5
暴力・破壊	22	39.3	29	51.8	4	7.1	1	1.8
危機・個別	17	30.9	28	50.9	9	16.4	1	1.8

(表 21) 達成度

	児相数	平均点
一保運営	45	50.9
オリエンテーション	48	59.8
身柄非行児	44	59.5
学習時間	49	47.6
暴力・破壊	49	63.1
危機・個別	46	53.3